

[改訂共通事項]

- ①文脈を整えるためや単なる誤字の修正については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ②表紙・目次ページの裏ページに「本確認書の特徴」を記載しているため、ほぼ同様の内容であった別紙「監査役職務確認書の利用ガイド」は廃止しました。
- ③【コロナ禍を踏まえた監査役職務の留意点】は、2023年の状況に対応させ記載内容を改訂しました。その改訂内容は本「新旧対照表」に含めていません。改訂後の文書をHPに掲載しています。

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 I-1. 監査計画及び職務の分担 p. 3～p. 4

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	<p>(3)監査計画を作成するときは、監査役間又は監査役会で、以下に例示された事項についても確認、協議する。</p> <p>①会社の経営方針、経営計画、経営及び事業運営上のリスク管理体制</p> <p>②会社の法令遵守管理体制、コンプライアンス体制</p> <p>③計算関係書類・財務諸表等の虚偽表示リスク、「監査上の主要な検討事項(KAM)」</p> <p>④その他内部統制システムの構築状況、運用状況(取締役会決議、その他関連規程類等)</p> <p>⑤前年度の監査活動の有効性の評価、課題等</p> <p>(10)監査役(会)は、監査計画作成に当たって、所要の費用を見積もり、会社に予算請求する。その職務の執行において予算外の前払金・費用が発生したとき(弁護士等社外の専門家に調査・助言等を委託するなどを含む。)も会社に請求する。会社は、その費用が監査役(会)の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができず、支払わなければならない(会社 388)。監査役(会)の職務上の費用の処理についての方針は、内部統制システムの決議事項となった(会社規 100③六)。その実効性を持たせるために社内規則等を定めていることを確認する。なお、費用として、監査役(会)の職務遂行上に必要な知識の習得のための、研修参加費用、参考図書購入費用等も含めることができる。</p>	<p>(3)監査計画を作成するときは、監査役間又は監査役会で、以下に例示された事項についても確認、協議する。</p> <p>①～④ 原文通り</p> <p>⑤前年度の監査活動の実効性の評価、課題等</p> <p>(10)監査役(会)は、監査計画作成に当たって、所要の費用を見積もり、会社に予算請求する。その職務の執行において予算外の前払金・費用が発生したとき(弁護士等社外の専門家に調査・助言等を委託するなどを含む。)も会社に請求する。会社は、その費用が監査役(会)の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができず、支払わなければならない(会社 388)。監査役(会)の職務上の費用の処理についての方針は、内部統制システムの取締役会決議事項となっている(会社規 100③六)。その実効性を持たせるために社内規則等を定めていることを確認する。なお、費用として、監査役(会)の職務遂行上に必要な知識の習得のための、研修参加費用、参考図書購入費用等も含めることができる。</p>	<p>本項目 [説明] 中の他の箇所にある用語と統一させた。</p> <p>会社法改正時の状況に合せた記述を現時の表現に修正した。</p>

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 I-2. 監査役への報告に関する体制等

p. 5～p. 6

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	<p>(3)監査役による監査を実効性のあるものとするためには、監査役が監査に必要な情報を適時・正確に把握できていることが前提となる。従って会社法(会社法施行規則)は監査役への報告事項、報告の方法等の体制を取締役会で決議し、整備することを求めている(会社 362④六、会社規 100③四・五)。</p> <p>&lt;整備すべき体制などの例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役の重要な会議への出席</li> <li>・稟議書、決裁書、重要な会議等の関係資料等の重要な書類の閲覧(電子メール、電子ファイル等を含む)</li> <li>・取締役(会)・使用人等による監査役への定期的又は臨時的の報告体制</li> <li>・内部監査の内容及び結果</li> <li>・内部通報制度の運用状況と通報内容の監査役への報告</li> <li>・子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による親会社監査役への定期的又は臨時的の報告体制</li> <li>・監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</li> </ul>	<p>(3)監査役による監査を実効性のあるものとするためには、監査役が監査に必要な情報を適時・正確に把握できていることが前提となる。従って会社法(会社法施行規則)は監査役への報告事項、報告の方法等の体制を取締役会で決議し、整備することを求めている(会社 362④六、会社規 100③四・五)。</p> <p>&lt;整備すべき体制などの例&gt;</p> <p>(以下、原文通り)</p> <p>(以下、修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査の内容及び結果の報告体制</li> <li>・内部通報制度の運用状況と通報内容の監査役への報告体制</li> </ul> <p>(以下、原文通り)</p>	<p>表現を整えた</p>

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

I-4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携

p. 7～p. 8

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	<p>(5)監査役会の機能を発揮し、監査の実効性を高めるためには、特に下記の工夫が重要である。</p> <p>①各監査役は、積極的に忌憚のない意見交換を行い、納得がいくまで審議する(会社規 105④)。審議を尽くした結果、監査役会の決定が会社法 390 条 2 項 3 号の決定に関する事項(上述(2)③)で、それに対して意見が異なる監査役は、自らの意見に基づき調査や発言等の行動をする。これを監査役の独任制という。この場合、監査役会の議事録に監査役会の決定に異議を唱える監査役の氏名とその意見を記録しておかないと、その監査役も決定に賛成したと推定されるので注意が必要である(会社 393④)。</p>	<p>(5)監査役会の機能を発揮し、監査の実効性を高めるためには、特に下記の工夫が重要である。</p> <p>①各監査役は、積極的に忌憚のない意見交換を行い、納得がいくまで審議する(会社規 105④)。審議を尽くした結果、監査役会の決定が会社法 390 条 2 項 3 号の決定に関する事項(上述(3)③)で、それに対して意見が異なる監査役は、自らの意見に基づき調査や発言等の行動をする。これを監査役の独任制という。この場合、監査役会の議事録に監査役会の決定に異議を唱える監査役の氏名とその意見を記録しておかないと、その監査役も決定に賛成したと推定されるので注意が必要である(会社 393④)。</p>	<p>前年の改訂時の修正もれ。 2022年版改訂で[説明]に(2)を新たに追加挿入した結果、番号が順次繰り下がり、(2)は、(3)に変更されていた、(5)で参照先の番号を修正していなかった。2023年版で修正した。</p>

II. 業務監査に関する項目

II-1. 取締役会への出席・意見陳述／重要な会議への出席

p. 9

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	(4) 監査役は、取締役の職務執行を監視、検証するために、いつでも取締役、従業員等から、事業の報告を求め、会社の業務・財産の状況を調査できる(会社 381②)。このため、監査役は必要と認める場合、取締役会以外の重要な会議(常務会、経営会議等)への監査役の出席機会が確保されるよう取締役に要請し、監査役監査の一環として出席する。出席していない監査役には、会議の内容を説明する等、情報の共有化に努める(会社規 105②④)。	(4) 監査役は、取締役の職務執行を監視、検証するために、いつでも取締役、従業員等に対して事業の報告を求め、会社の業務・財産の状況を調査できる(会社 381②)。このため、監査役は必要と認める場合、取締役会以外の重要な会議(常務会、経営会議等)への監査役の出席機会が確保されるよう取締役に要請し、監査役監査の一環として出席する。出席していない監査役には、会議の内容を説明する等、情報の共有化に努める(会社規 105②④)。	会社法 381 条第 2 項の記述に倣う。「報告を求める」場合の相手について、「から」ではなく「に対して」に修正した。

II. 業務監査に関する項目

II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査

p. 10~p. 11

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
確認事項	<新設>	<p>□ 2. [上場会社の場合]取締役会がコーポレートガバナンス・コード第 4 章「取締役会等の責務」で規定する各原則の趣旨を理解し、適切に意思決定を行っているかを確認している。</p> <p>□ 2. 及び□ 3. は、□ 3. 及び□ 4. に番号を繰下げる。</p>	上場会社にとって、CGコード第 4 章は、取締役会等の責務を規定しており、重要な規範となるので監査役の監査の着眼点として新設した。
説明	<新設>	<p>(3) 上場会社の場合、会社法等の法令遵守のみならず、証券取引所上場規程に基づくコーポレートガバナンス・コードの原則の実施、実施しない場合には説明が求められている。取締役及び取締役会がCGコードの各原則に照らして適切な意思決定や監督を行っているか、監査役は監視するとともに、必要と認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>(3) (4) (5) は、順次(4) (5) (6)に番号を繰下げる。</p> <p>(6) 取締役会設置会社は、定款の定めにより、取締役会の決議の省略(書面決議)ができる。取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員が書面又は電磁的記録により同意していることを</p>	<p>[確認事項]□ 2. を新設したことに伴い、関連する説明を追加記載した。</p> <p>2022 年度版の表現を若干修正しわかりやすくした。取締役会は書面決議をすることができることを先に記述し、その後に監査役の対</p>
	(5) 取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員の書面による同意の有無を確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であることを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判		

説明	断する。書面決議について、監査役は、書面にて意思表示することが望ましい。 <u>書面決議を行うためには、その旨、定款で定めている必要がある（会社 370）。</u>	確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する（会社 370）。書面決議について、監査役は、書面又は電磁的記録により意思表示することが望ましい。	応を記述した。全体の記述のうち会社法 370 条の規定を根拠にしている文章末に根拠法令条文番号を記載した。 取締役、監査役の意思表示は、電磁的記録（メール等）でも可能なことを付記し併せて表現を修正した。
----	--	--	--

II. 業務監査に関する項目 II-4. 競業取引・利益相反取引等の監査 p. 12 ~ p. 13

	2022 年版原文	2023 年版	理由・根拠
確認事項	□ 1. 取締役の競業取引・利益相反取引が事前に取締役会に付議され、事後に取締役会に報告されるなど適法に取締役会に付議されているかを確認している。	□ 1. 取締役の競業取引・利益相反取引が事前に取締役会から承認を受け、事後に取締役会に結果報告されるなど適法に取締役会に付議されているかを確認している。  □ 2. ~ □ 5. （変更なし）	事前の取締役会での承認、事後、結果報告しなければならないことを明確に表現した。

II. 業務監査に関する項目 II-5. 会社法に基づく内部統制監査 p. 13 ~ p. 15

	2022 年版原文	2023 年版	理由・根拠
説明	(1) 大会社は、「内部統制システムの構築」を取締役会で決議しなければならない（会社 362④六・⑤）。会社法の要求項目は、①法令等遵守（コンプライアンス）体制 ②情報保存管理体制 ③損失危険管理体制 ④効率性確保体制 ⑤企業集団内部統制体制 ⑥監査役監査の実効性確保体制である（会社 362④六、会社規 100）。 <u>なお、大会社以外の会社であっても、取締役の善管注意義務の一環として、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</u>  (3) 内部統制システムの具体的内容については、各社の判断に委ねられる。	(1) 大会社は、「内部統制システムの構築」を取締役会で決議しなければならない（会社 362④六・⑤）。会社法の要求項目は、①法令等遵守（コンプライアンス）体制 ②情報保存管理体制 ③損失危険管理体制 ④効率性確保体制 ⑤企業集団内部統制体制 ⑥監査役監査の実効性確保体制である（会社 362④六、会社規 100）。 大会社以外の会社であっても、取締役の善管注意義務の一環として、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。 <u>なお、大会社、大会社以外の会社とともに、構築・運用する内部統制システムの具体的内容については、各社の判断に委ねられる。</u> (3) 削除	[説明] (3)の文章をここに取り込んで一連の文章とし、わかりやすくした。

	(8) 反社会的勢力との関係を遮断することは、今や社会の要請である（各都道府県等暴力団排除条例）。このため、反社会的勢力との関係の遮断は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づける必要がある。	番号(4), (5), (6), (7), (8)は、それぞれ番号を繰上げ、番号(3), (4), (5), (6), (7)とする。  (7) 反社会的勢力との関係を遮断することは、今や社会の要請である（各都道府県等暴力団排除条例）。反社会的勢力と関係を持つことは社会的指弾を受け、場合によっては、会社の存続にかかわる問題となることがあるので、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づける必要がある。	「反社会的勢力と関係を持つこと」のリスクを強調した文章を挿入した。
監査のツボ	4) 会社は、反社会的勢力との関係遮断のため内部統制を構築する必要がある。例えば、専門部署の設置、属性審査体制の構築、反社会的勢力排除条項入りの契約書締結の徹底、外部専門機関との連絡体制の構築等が対策として考えられる。	4) 会社は、反社会的勢力との関係遮断のため内部統制システムを適切に構築・運用する必要がある。監査役は、①経営者が反社会的勢力の排除・関係遮断に向けた強い意思を持っているか、②反社会的勢力の排除・関係遮断方針が宣言や規程の形で明確化され、社内への周知徹底が適切に行われているか、③関係遮断のための手段（専門部署の設置、反社チェックなど属性審査体制の構築、反社会的勢力排除条項入り契約書の締結・遵守の徹底、警察・弁護士など外部専門機関との連絡体制の構築等）が適切に講じられ、運用されているかを検証し、確認する。	反社の内部統制システムは構築とともに適切な運用の必要もあることを付記した。 構築すべき反社対応内部統制システムの内容を、監査役監査のポイントという形でより具体的に詳しく記述した。

## II. 業務監査に関する項目

### II-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査

p. 15 ~ p. 16

	2022年版原文	2023年版	
説明	<p>(1) 金融商品取引法（<u>金商法と略す場合がある</u>）は、・・・ —以下、省略—</p> <p>(2) 上場会社等（有価証券報告書提出会社）が金商法に従って構築・運用する「財務報告に係る内部統制」については、内部統制報告制度に基づいて、経営者が内部統制の構築・運用状況を適切に評価し、適正に報告しているかについて、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、監査役の監査対象である。</p>	<p>(1) 金融商品取引法（金商法）は、 —以下、原文通り、省略—</p> <p>(2) 監査役は、上場会社等（有価証券報告書提出会社）が金商法に従って構築・運用する「財務報告に係る内部統制」について、内部統制報告制度に基づき、経営者が内部統制の構築・運用状況を適切に評価し、適正に報告しているかを監査する。これは、取締役の職務の執行に対する監査役監査の一環である。</p>	文脈を整える修正をした。

<p>(4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に 従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づく ものとして有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等 があり、上場規程に基づくものとして決算短信、コーポレート・ ガバナンス報告書等（有価証券上場規程 402・403）がある。ま た、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があつた 場合も適時開示をしなければならない。上場会社等の監査役 は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開 示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視・ 検証する必要がある。また、情報開示に関連して、インサイダ ー取引規制違反（金商 166）、フェア・ディスクロージャー・ル ール違反（金商 27 の 36）を起こさないために社内で周知徹底 されていることも重要である。</p>	<p>(4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程に従 い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくも のとして有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等（金 商 24・24 の 4 の 7・24 の 4 の 4 等）があり、上場規程に基づ くものとして決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書等（東 証有価証券上場規程 404・419）がある。また、当該会社又は子 会社に一定の事項の決定又は発生があつた場合も適時開示を しなければならない（東証有価証券上場規程 402・403）。</p> <p>上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく 開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用 されているか、監視・検証する必要がある。</p> <p>情報開示に関連して、インサイダー取引違反（金商 166）、フ ェア・ディスクロージャー・ルール違反（金商 27 の 36）を起 こさないために、これらのルールが社内で周知徹底されている ことも重要である。</p>	<p>根拠法令等を補足、修正した。</p>
---	---	-----------------------

II. 業務監査に関する項目      II-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員への対応    p. 16～p. 17

	2022 年版原文	2023 年版	理由・根拠
説明	<p>(2)募集株式又は新株予約権の発行等が行われる場合、監査役 は、取締役会の意思決定の過程・内容等を監査し、以下の対応 を行う。</p> <p>①（原文省略）</p> <p>②上場会社が、株式又は新株予約権等の第三者割当を行う場 合、監査役は、有利発行該当性に関し検討し、金商法・上場規 程等に従い意見を述べる。大規模第三者割当（議決権の希釈化 率が 25%以上又は支配株主異動を伴う第三者割当）が行われ る場合、監査役は、取締役の保身を目的とするものでないか等 を検討し、必要な場合取締役に対し助言又は勧告を行う。</p>	<p>(2)募集株式又は新株予約権の発行等が行われる場合、監査役 は、取締役会の意思決定の過程・内容等を監査し、以下の対応 を行う。</p> <p>①（原文通り）</p> <p>②上場会社が株式又は新株予約権等の第三者割当を行う場合、 監査役は、有利発行該当性に関し検討し、金商法・上場規程等 に従い意見を述べる。大規模な第三者割当（議決権の希釈化率 が 25%以上又は支配株主異動を伴う第三者割当）が行われる場 合、監査役は、取締役の保身を目的とするものでないか等を検 討し、必要な場合取締役に対し助言又は勧告を行う。</p>	<p>②一般的に使用されている語句に 修正した。</p>
監査 の ツ ボ	<p>1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して 支配株主の異動を伴う募集株主等の発行、及び第三者割当に関 する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）につ いて、IR担当所管部署より情報収集を図り、必要があると認 めたときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益へ の配慮の観点から代表取締役及び取締役意見に意見を述べる。</p>	<p>1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して 支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関 する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）につ いて、IR担当所管部署より情報収集を図り、必要があると認 めたときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益へ の配慮の観点から代表取締役及び取締役意見に意見を述べる。</p>	<p>誤記を修正した。</p>

II. 業務監査

II-9. 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実務）

p. 18 ~ p. 20

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	(7) 往査実施後は速やかに監査調書を作成する。 ①～⑥	(7) 監査項目については次のようなものが考えられ、往査実施後は速やかに監査調書を作成する。 ①～⑥（原文どおり）	例示項目①～⑥は、監査項目の例示であることを明記した。

II. 業務監査

II-13. 事業報告等の監査

p. 24 ~ p. 25

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	(4) 監査役は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する（会社規 124 四）。	(4) 公開会社の監査役は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する（会社規 119・124 四）。	会社法施行規則 124 条に規定する事業報告への社外役員等に関する特則は、同 119 条で公開会社の場合としているので付記修正した。

III. 会計監査に関する項目

III-3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認

p. 28 ~ p. 29

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	(5) 監査役(会)は、会計監査人の報酬等の額に監査役(会)が同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認する（会社規 126 二）。	(5) 公開会社の監査役(会)は、会計監査人の報酬等の額に監査役(会)が同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認する（会社規 126 二）。	会社法施行規則 126 条に規定する事業報告への会計監査人の報酬等の同意理由の記載は、公開会社の場合としているので付記修正した。

III. 会計監査に関する項目

III-4. 会計監査人との連携についての確認

p. 29 ~ p. 31

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
参考	○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 7 条 [法令違反等事実の通知]	○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 7 条 [法令違反等事実の通知]・8 条 [情報通信の技術を利用する方法]	公認会計士又は監査法人が法令違反等事実を通知する方法は、電磁的記録でも可能と改正されているため、付記した。

## IV. 監査報告に関する項目

## IV-2. 監査報告の作成・通知

p. 32～p. 33

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	(3) (第一段落省略) 以下、第2段落 特定監査役は、 <u>事業報告、計算書類等、連結計算書類</u> に関して、法令に定める日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社の場合は監査役会監査報告）の内容を通知しなければならない（会社規 132、会算規 124・132）。また、 <u>計算書類等、連結計算書類</u> に関する監査役（会）監査報告の内容は、会計監査人に対して通知しなければならない（会算規 132①）。	(3) (第一段落省略) 以下、第2段落 特定監査役は、 <u>事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類</u> に関して、法令に定める日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社の場合は監査役会監査報告）の内容を通知しなければならない（会社規 132、会算規 124・132）。また、 <u>計算書類及びその附属明細書、連結計算書類</u> に関する監査役（会）監査報告の内容は、会計監査人に対して通知しなければならない（会算規 132①）。	準拠法令の記述に従って正確に記載することにした。 計算書類等の「等」は削除した。

## IV. 監査報告に関する項目

## IV-3. 株主総会提出議案の調査／株主総会への報告・説明

p. 33～p. 34

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
説明	(1) 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料の内容と <u>備置状況、日程（招集通知・開催日の関係）、議決権行使の基準日（定款との関係）、書面投票準備状況等</u> について、取締役会への出席、株主総会招集通知・添付書類の閲覧、取締役等への確認により調査する。法令もしくは定款に違反し、また、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社 384、会社規 106）。 <u>総会に提出する書類及びその他の資料の調査は期間が限られた中で実施しなければならないのでドラフトの段階から受領し執行側の作成作業と並行して確認を進める。また株主総会開催要領を確認する。</u> <新設> (2)	(1) 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料の内容を調査しなければならない。法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社 384、会社規 106）。  (2) 監査役が調査すべき書類は、株主総会招集通知、株主総会参考資料、議決権行使書面、添付書類（事業報告、計算書類、連結計算書類、監査報告）、その他の資料が該当する。定款の定めにより、電子提供措置により株主に提供している場合（会社 325 の 2～325 の 6）は、その電磁的記録の内容を調査する。併せて、 <u>日程（招集通知・開催日の関係）、総会開催日前の計算書類等の備置き、議決権行使の基準日（定款との関係）、書面投票・電磁的投票の準備状況等</u> についても、取締役会への出席、株主総会招集通知・参考資料・添付書類等の閲覧、取締役等への確	[説明] (1)を(1)(2)(3)に分け、順序立てて説明するように修正した。 (1)では、株主総会資料等の調査について、会社法が規定している監査役の職務を記述した。  (2)では、調査すべき書類等の具体的内容及び電子提供措置を採用している場合の対応、その他監査役の調査すべき事項を付記した。 株主総会参考書類の電子提供措置は、令和元年改正会社法で導入され、2022年9月1日に施行されている。上場会社は、適用しなければならない。



	<p>&lt;新設&gt; (3)</p>	<p>認により調査する。総会に提出する書類及びその他の資料の調査は期間が限られた中で実施しなければならないのでドラフトの段階から受領し執行側の作成作業と並行して確認を進める。</p> <p>(3) 株主総会の電子提供措置をする場合、株主からの書面交付請求に対処するために電子提供措置事項のうち全部又は一部について、株主に交付する書面に記載を要しない旨を定款で定めておくことができる（会社 325 の 5③）。この場合、監査役は、以下の項①②の請求をするべきか検討し、必要と認めるときは、株主に交付する書面に記載するように取締役に請求しなければならない（会社 325 の 5③、会社規 95 の 4①一ロ・二ロ・②）。</p> <p>① 株主総会参考書類及び事業報告について、株主交付書面に記載をしないことに対し監査役が異議を述べた事項</p> <p>② 事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項について、「株主に書面提供する事項（情報）は監査役が監査したものの一部である」旨の記載</p> <p>[説明] (2) (3) (4) の番号をそれぞれ繰り下げ、(4) (5) (6) とする。</p>	<p>(3) では、電子提供措置をしている場合、株主からの交付書面請求時の取扱い、監査役の異議の申立て、請求の権限について記述した。</p>
<p>参考</p>	<p>監査役監査基準 64 条[株主総会への報告・説明等]</p>	<p>監査役監査基準 63 条[電子提供制度による開示]、65 条[株主総会への報告・説明等]</p>	<p>「電子提供制度による開示」の条文を追加した。</p>

V. 監査役が対応すべきその他の項目

V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応

p. 36

	2022 年版原文	2023 年版	理由・根拠
<p>参考</p>	<p>○監査役監査基準 54 条[株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不 提訴理由の通知]、58 条[多重代表訴訟等における取扱い]</p>	<p>○監査役監査基準 54 条[株主代表訴訟の提訴請求の受領及び 不提訴理由の通知]、55 条（株主代表訴訟における補助参加の 同意）、56 条（会社が原告となる責任追及訴訟における和解）、 57 条（株主代表訴訟における和解に対する異議の判断）、58 条 [多重代表訴訟等における取扱い]</p>	<p>[説明] (2) に関連する監査役監査 基準条文番号を追加した。</p>

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-3. 監査役を選任議案に関する事項 p. 37

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
監査のツボ	2) 監査役（会）は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。	2) 監査役（会）は、監査役の数、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。	監査役の数適切かどうかについても協議する可能性があるため、追記した。

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-4. 監査役報酬に関する事項 p. 37 ~ p. 38

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
監査のツボ	<新設>	2) 会社法第387条の趣旨は、監査役の独立性を保障し、適正な報酬を確保するものであることに留意する。	V-3（監査役の選任）の「監査のツボ」に独立性を言及しているため、同様に報酬についても独立性について記載した。

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-6. 監査役と社外監査役との連携に関する事項 p. 38 ~ p. 39

	2022年版原文	2023年版	理由・根拠
参考	○監査役監査基準16条[社外取締役等との連携] ○コーポレートガバナンス・コード補充原則4-4①[社外取締役の情報収集力の強化] ○コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8①[独立社外取締役と独立社外者（社外監査役等）との情報交換・認識共有] ○コーポレートガバナンス・コード補充原則4-13③[社外役員への情報提供体制]	○監査役監査基準17条[社外取締役等との連携] ○コーポレートガバナンス・コード補充原則4-4①[社外取締役の情報収集力の強化]、補充原則4-8①[独立社外取締役と独立社外者（社外監査役等）との情報交換・認識共有]、補充原則4-13③[社外役員への情報提供体制]	誤記の修正。 CGコード補充原則の番号追記の場合の表現を改めた。
監査のツボ	4) 会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき株主の利益を損なうおそれがあるため(例えば、マネジメント・バイアウト(MBO)や親子会社間取引等のとき)、その都度(以下、略)。	4) 会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき(例えば、マネジメント・バイアウト(MBO)や親子会社間取引等)、株主の利益を損なうおそれがあるため、その都度・・・(以下、省略)	( )内の例示の文章をわかりやすい箇所に移動した。